

「個別支援計画の目的

とその効果について」

～ 個別支援計画は、保護者の期待にこたえていますか～

全国重症心身障害児（者）を守る会

顧問 山崎 國治

個別支援計画の目的とその効果について

～個別支援計画は、保護者の期待にこたえていますか～

1 はじめに

長い間の「措置」による施設利用は、昨年10月から「契約」による施設利用に変わりました。契約によって、どのようなサービスが利用者に提供されるのかは、契約書にその項目が述べられています。また、サービスの提供は、利用者一人ひとりの「個別支援計画」によって実施されることも契約書に明記されています。

本稿では、個別支援計画の目的やその効果、そして計画作成の手順などについて考察してみます。

2 個別支援計画作成の目的

契約書の第1条には、契約の目的が書いてあります。

「施設は、この契約の履行にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供いたします。」

サービスを提供する具体的な方策として、次のように述べています。

「施設は、常に利用者の意向と課題を把握し、利用者の個別支援計画を作成いたします。」(第3条)

この二つの条文から、個別支援計画を作成する目的を容易に理解することができます。条文を整理してみますと次のようになります。

「個別支援計画を作成する目的は、利用者の人格を尊重して、利用者のニーズに合ったサービスの提供を行い、利用者に満足してもらえるように生活の質を向上させること」

利用者の生活の質を向上させていくことに個別支援計画作成の目的があるとしみますと、サービスの提供にあたる職員には、利用者の生活を楽しく、満足できる充実した生活実現に向けて努力する姿勢が求められています。

利用者の毎日の生活は、すべての面で職員の専門性に強く依存していますので、個別支援計画の実施を通して、職員の知識と技術の力量が問われていることになります。

なぜ、力量が問われるのかといいますと、計画を実施した結果とその結果の評価が6ヶ月に一回の頻度で行われ、保護者に報告されることによって、保護者の評価の対象ともなるからです。

個別支援計画が形式的に作成され、ありふれた評価であったとしたら、個別支援計画を作成しても意味がありません。

個別支援計画の実施によって、職員自身の専門職としての知識・技術を磨き、計画の改善と評価に誠実に対応するのでなければ、これもまた意味がありません。

ある施設のお母さんは、「入院している子どもと職員さんの立場を入れ替えて、自分にはこうして欲しい」という望みをプログラムで実現して欲しい。子どもに対する個別支援計画とその実施内容には、毎日の生活や人生が少しでも豊かになる目標を掲げて欲しい。」と話していました。

このお母さんの願いには、個別支援計画の作成を形式的、機械的に扱って欲しくないという気持ちがこめられています。

個別支援計画の作成をこのようにみてきますと、その効果は、保護者と施設との協同作業であることが理解できます。そして、子どもの生活の質が高まることに最大の効果を求めることができるのではないのでしょうか。こうした「目的」と「効果」を実現するために、個別支援計画の作成手順をみていくことにいたします。

3 個別支援計画作成の根拠

児童の場合の個別支援計画作成の根拠は、児童福祉法第24条の12の規定です。この条文の委任という形で、平成18年9月29日、厚生労働省令第178号が「児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準」として公布されました。

この基準の第24条に「施設支援計画の作成等」が5項目に分けて述べられています。重症心身障害児は、自分自身で判断し主張することができませんから、親である保護者が子どもの気持ちや感情を汲み取り、子どもの代弁者としての役割を果たしていく責任があります。

たとえば、食事の際の嚥下がだんだん難しくなっている子どもには、経管栄養補給のことを考える前に、嚥下機能の低下をくい止め、むしろ嚥下が楽にできるようにするためには、何を、どうすればよいのかを真剣に考えて嚥下機能の向上を目標とした支援計画であって欲しい・・・と要望できる保護者であってほしいものです。

- | |
|--|
| <p>第24条 指定知的障害児施設は、指定施設支援の提供に当たっては、必要に応じて当該指定施設支援の提供に係る計画(以下「施設支援計画」という。)を作成するとともに、当該施設支援計画に基づき、適切に指定施設支援を提供しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">2 指定知的障害児施設は、施設支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定施設支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催しなければならない。3 指定知的障害児施設は、施設支援計画の作成に当たっては、施設給付決定保護者及び障害児に対し、当該施設支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。4 指定知的障害児施設は、施設支援計画の作成後、その実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、必要に応じて、当該施設支援計画の変更を行わなければならない。5 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する施設支援計画の変更について準用する。 |
|--|

障害者の個別支援計画作成の根拠は、障害者自立支援法第43条の規定に基づいています。厚生労働省令第171号の「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」で具体化されました。

この基準の「第三章 療養介護」第58条に「療養介護計画の作成等」として、10項目が示されています。また、「生活介護」から「共同生活援助」までの個別支援計画作成にこの第58条が準用されています。

「療養介護」事業にみるサービス管理責任者と管理者の責務

厚生労働省令第171号（平成18年9月29日公布）

（1）療養介護計画の作成等（第58条）

指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

サービス管理責任者は、療養計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

サービス管理責任者は、療養介護計画作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

4 個別支援計画作成の手続き

(1) 指定基準の「施設支援計画作成等」や「療養介護計画作成等」の個別支援計画作成の手続きを読みますと、共通した考えが示されていることがわかります。

この共通性の基本は、社会福祉の専門領域の一つである「社会福祉援助技術」にみることができます。

具体的には、「ケアマネジメント」の考え方やその過程を導入したものが「個別支援計画」ということとなります。介護保険法に基づく介護保険施設の「施設サービス計画」も同様です。

障害児・障害者に対するサービスが、個別支援計画に基づいて提供され、その計画は、「社会福祉援助技術」という高い専門的技術に裏付けられているということになります。

ケアマネジメントの過程を教科書ふう述べてみますと、次のようになります。

インタビュー、アセスメント、目標の設定、ケアプランの作成、
ケアプランの実施、モニタリング、再アセスメント、終結

ケアマネジメントの過程は、P・D・C・Aの循環過程と考えることもできます。

(2) これまでみてきましたように、障害児と障害者の指定基準は省令が異なっています。ここからは、障害者の指定基準第171号の第58条に規定されている個別支援計画作成の手順についてみていきます。

その前に、第3条で「指定障害福祉サービス事業者の一般原則」が、述べられていますので、その条文を紹介いたします。

第1項 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適性かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

第2項 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

第3項 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第1項では、提供されるサービスが、個別支援計画に基づかなければならないことを明記しています。また、個別支援計画に基づいたサービス提供の効果について、継続的な評価を義務づけてサービスの質の向上を目指しています。

第2項では、利用者本位のサービス提供でなければならないこと。

第3項では、責任者を設置して利用者の人権擁護、虐待防止に努め、職員に対しては、一般原則の履行を確実にしめるため、研修を実施することとしています。

こうした考え方は、重症心身障害児施設の場合も同様です。(省令第178号第84条による第23条、第24条の準用)

(3)ここからは、省令171号第3章、「療養介護」の個別支援計画作成の手順について述べていきます。(1項から10項まであります。)

事業所の管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させることとしています。

施設の管理者は誰なのか。サービス管理責任者の職種と氏名は、保護者に交付されている「個別支援計画書」の表紙に明示されています。

「管理者の責務」は第66条に、「サービス管理責任者の責務」は第59条に規定しています。

サービス管理責任者の設置は、障害児施設の個別支援計画には規定がありません。ですから、この職種は、障害者自立支援法によって認められた新しい制度ということになります。

「サービス管理責任者」になるためには、障害者の保健、医療、福祉、教育などの分野で直接支援、相談支援などの業務の実務経験が3年から10年あることやサービス管理責任者研修を受講していることなどの要件を満たしていなければならない。

サービス管理責任者の業務の概要は、次の通りです。

- (ア) 利用者へのアセスメント
- (イ) 個別支援計画原案の作成と計画の変更
- (ウ) 個別支援計画原案の説明と同意
- (エ) 個別支援計画の交付
- (オ) サービス提供内容の管理
- (カ) サービス提供プロセスの管理
- (キ) 個別支援計画作成に関する会議の運営
- (ク) 職員に対する技術的な指導
- (ケ) サービス提供記録の管理
- (コ) 利用者からの苦情の相談
- (サ) 支援内容に関する関係機関との連絡調整
- (シ) 管理者への支援状況の報告

このように見てきますと、サービス管理責任者の職務と責任は重大といわなければならない。

第58条第1項の規定は、個別支援計画を「療養介護計画」と呼ぶことにしています。個別支援計画＝療養介護計画とご理解ください。

- サ ビス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たり、適切な方法によって、
 - イ) 利用者の能力
 - ロ) 利用者の置かれている環境
 - ハ) 利用者の日常生活全般の状況などの評価を通じて
- ニ) 利用者が希望する生活や課題等の把握(これらを総称して「アセスメント」といいます。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように、支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない

とされています。

次は、アセスメントの取り組みが述べられています。

アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うこと。サ ビス管理責任者は面接に際して、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、利用者の理解をえなければなりません。

サ ビス管理責任者は、アセスメントが終わりますと、いよいよ個別支援計画の原案づくりに入ります。

サ ビス管理責任者は、これまでのアセスメントと支援内容の検討結果に基づいて、

- イ) 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ロ) 総合的な支援の方針
- ハ) 生活全般の質を向上させるための課題
- ニ) 療養介護の目標
- ホ) 療養介護の達成時期
- ヘ) 療養介護を提供するうえでの留意事項

などを記載した個別支援計画の原案を作成することになります。

この原案を、個別支援計画の実施にあたる担当者会議で検討することになります。サ ビス管理責任者は、担当者会議で計画原案に対して意見を求めることになります。

サ ビス管理責任者は、 の個別支援計画原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書で利用者からの同意を得ることが義務づけられています。

ここまでが、個別支援計画の原案を作成する手続きということになります。

から までの手続きを経て、個別支援計画が完成します。

サ ビス管理責任者は、完成した個別支援計画を利用者に交付することになります。

個別支援計画に基づいて、サ ビスの提供が行われることになり、サ ビス管理責任者は個別支援計画の実施状況を把握しなければなりません。

この実施状況の把握は、利用者に対する継続的なアセスメントを含んで行われます。これを「モニタリング」といいます。

個別支援計画は、少なくとも6か月に一回以上、見直しを行い改善点などの必要があれば、計画変更が行われることとなります。

サ ビス管理責任者は、モニタリングに際しては、利用者及びその家族らとの連絡を継続的に行うこととされています。さらに、利用者に定期的に面接することとモニタリングの結果を記録することが義務付けられています。

から までのことは、個別支援計画を変更するときに準用されます。

5 介護保険法の指定基準との比較

平成12年4月から介護保険法が施行され、老人福祉法の「特別養護老人ホーム」は、「介護老人福祉施設」となりました。

平成11年3月、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」が示され、その第12条に「施設サ ビス計画の作成」として、12項目が規定されています。この全文は、資料 11の11頁にあります。

ケアマネジメントの考え方を導入した条文構成となっていますので、障害者の個別支援計画作成の条文と基本的には同一となっています。

介護老人福祉施設の「施設サ ビス計画の作成」について、条文の解釈通知が示されていますので、資料 12の12頁と13頁に記載しました。

資料 14の14頁には、障害者自立支援法の指定基準による「個別支援計画」と介護保険法の指定基準による「施設サ ビス計画」の条文の比較表を作ってみました。

資料 15の15頁以下は、介護保険施設における施設サ ビス計画の諸様式と課題分析標準項目となっています。

資料 16は、個別支援計画の理解を深めていただくために用意したものです。

6 おわりに

施設から提供されるサ ビスは、障害者の一人ひとりのために作られたサ ビス計画によって実践されることとなります。

サ ビス担当職員の皆さんの子どもたちへの熱い思いが伝わってくる基本書となるのが「個別支援計画」です。この計画によって、子どもたちに、質の高いサ ビスが提供され、評価を通してサ ビスの改善がなされるのも個別支援計画が果たす大きな効果であります。

子どもの個別支援計画が、担当職員の専門知識・専門技術に加えて、熱い情熱に支えられていること、そして、現在も、これからも充実した施設生活であることを保護者は強く期待していることを申し上げ結びといたします。